

文科省懇談会、「教育費軽減・支援策」緊急提言！

幼児教育「無償化」7,900 億円、高校「奨学金等支援」500 億円、 私立大「授業料等減免措置」1,031 億円など、 総額1兆3,000億円を試算

旺文社 教育情報センター 21年7月

現下の厳しい経済情勢で所得格差の拡大や雇用不安の懸念が一層高まる中、塩谷文科相主催の有識者会合「教育安心社会の実現に関する懇談会」はこの程、教育に関する社会の不安を解消すべく、具体的な方策を緊急提言した。

懇談会では、子どもを“社会の宝”であるとし、子どもたちの教育は「人生前半の社会保障」（機会均等）であり、「社会の活力増進の原動力」（将来への先行投資）であるという観点に立ち、教育安心社会の実現に向けて公教育の「質の安心」と「負担の安心」の両面について社会全体での取組を求めている。特に、幼児教育段階から大学・大学院段階までの教育費負担の軽減に視点を当て、総額1兆3,000億円の支援策を試算、例示している。

文科省は今後スピード感をもって、予算要求や中教審議論などを通して、できるものから実行していくとしている。

以下に、教育費負担の軽減として提示された施策例の試算を、各学校段階別に紹介する。

1 【幼児教育段階】

★幼稚園就園奨励費補助制度の拡充による無償化の実現 = **約7,900億円**

●無償化に要する追加公費(21年度ベース/単位:億円)

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

注. ① 21年度の政府予算ベースで推計。

② 幼稚園・保育所に通園する3~5歳児の全員を無償化する場合。

③ 幼稚園は4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は8時間保育のための経費を前提とした数値。

④ 認定こども園の幼稚園機能部分は、試算に含まない。

⑤ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

2 【義務教育段階】

★各市町村が行う就学援助に係る地方財政措置の増額 = **620億円**

仮定: これまでの実績を踏まえ、市町村に対する地方財政措置を増額する場合。

- 各市町村の財政力に左右されず、児童生徒の就学機会を保障するために、これまでの実績を踏まえ、市町村に対する地方財政措置を増額する。

	17年度	18年度	19年度	平均
国庫補助+地方財政措置(1)	約290億円	約270億円	約289億円	約283億円
市町村給与額(2)	約886億円	約905億円	約921億円	約904億円
措置率(1)/(2)	32.7%	29.8%	31.4%	31.3%
差額(2)-(1)	約596億円	約635億円	約632億円	約621億円

増額分
約620
億円

3 【高等学校段階】－①

★授業料減免の拡充(減免対象の拡大) = **約229億円**

仮定：特に経済的に困窮している家庭等が授業料全額免除、これに準ずる家庭等が授業料半額免除になるように、都道府県による補助を拡充する場合。

○ 私立高校生の授業料減免措置への補助については、都道府県によってその対象や補助単価が様々であるため、少なくとも全ての都道府県において、特に経済的に困窮している家庭等が授業料全額免除、これに準ずる家庭等が授業料半額免除になるように、都道府県による補助を拡充する。

(試算) ① 生活保護・市町村民税非課税に相当する世帯(年収 250 万円未満・5.8%)の私立高校生 ⇒ 授業料“全額”免除

② ①に準じる世帯(市町村民税所得割非課税・所得税納付免除)(年収 250 万円～350 万円未満・6.4%)の私立高校生 ⇒ 授業料“半額”免除

	① 生活保護・市町村民税非課税に相当する世帯	② ①に準じる世帯
対 象 人 数 (私立高校生数(全日制)：1,001,013人)	58,059人	64,065人
所 要 額 (私立高校(全日制)授業料：352,577円)	約 205 億円	約 113 億円
都 道 府 県 補 助 実 績 (19年度都道府県補助の全体額は約 258 億円)	約 56 億円	約 33 億円
追 加 所 要 額 (所要額－都道府県補助実績)	約 149 億円	約 80 億円
	約 229 億円	

注) 1. 年収に応じた割合は、「家計消費状況調査」(総務省)の平成20年平均の「在学者の有無別世帯数」の高校生のいる世帯数の割合による。

2. 19年度の都道府県補助実績は、①が生活保護・市町村民税非課税、②が市町村民税所得割非課税・所得税非課税を要件として補助した実績(ただし、市町村民税非課税と市町村民税所得割非課税を可能な範囲内で区分したものであり、正確な実績とはなっていない)

【高等学校段階】－②

★奨学金事業の充実・改善・入学金・教材費等の支援 = **500億円**

仮定：生活保護の受給対象相当及びそれに準じる世帯(*注)の高校生約45万人に対して入学関係経費等を支援する場合。

*注) イメージ：年収おおむね350万円以下

○ 高校生約45万人に対し、入学金や教材費など学校生活を送る上で必要不可欠な教育費の負担を軽減する。

●入学金・修学旅行費・教科書費など

人 数	所 要 額
約 45 万人	約 500 億円

【高等学校段階】－③

★私立高校生の修学上の負担軽減 = **約970億円～1,564億円**

仮定：私立に通う高校生がいる家庭に対し、公私の授業料の差額分を支給する場合。

(試算) ① 公立高等学校及び私立高等学校の授業料(20年度)について

公立高等学校の授業料：119,028円 / 私立高等学校の授業料：353,577円

(注. いずれも文科省調べ)

② 私立高等学校在学者数：約109万人

◆年収600万円未満の世帯の私立高等学校の生徒(約41.4万人)を対象とした場合
(353,577円－119,028円) × 約41.4万人 = **約970億円**

◆年収800万円未満の世帯の私立高等学校の生徒(約66.7万人)を対象とした場合
(353,577円－119,028円) × 約66.7万人 = **約1,564億円**

注) ① 年収の低い世帯の私立高校生に対しては、各都道府県により授業料等の減免が行われている。
② 年収に応じた生徒数は、「家計消費状況調査」(総務省)の平成20年平均の「在学者の有無別世帯数」の高校生のいる世帯数の割合に私立高校生数を乗じて算出。

4 【大学学部段階】－①

★低所得世帯に対する授業料等減免措置の拡充(国立大学) = **58億円**

仮定：生活保護世帯等の大学生に対し授業料等減免を行う国立大に、減免分を全て国費で支援する場合(上限を国立大の授業料等標準額に設定)。

(試算) ① 生活保護の要保護世帯(家庭の年間平均収入200万円程度未満)

18年＝昼間4.1% / 夜間8.2%

② 要保護世帯に準じた世帯(市町村ごとに基準は異なるが、350万円程度未満と仮定)

18年＝昼間6.05% / 夜間12.4%

◎学部学生数(20年) : 国立大(学部) = 昼間444,534人 / 夜間10,119人

入学者数(20年) : 国立大(学部) = 昼間100,825人 / 夜間1,520人

授業料標準額(21年) : 国立大(学部) = 昼間535,800円 / 夜間267,900円

入学科標準額(21年) : 国立大(学部) = 昼間282,000円 / 夜間141,000円



●授業料

要保護世帯

(535,800円 × 444,534人 × 4.1%) + (267,900円 × 10,119人 × 8.2%) = **約100億円**

要保護世帯に準じた世帯(便宜的に年収200万～350万円の世帯の授業料を半額免除として試算)

(267,900円 × 444,534人 × 6.05%) + (133,950円 × 10,119人 × 12.4%) = **約74億円**

●入学料

要保護世帯

$$(282,000円 \times 100,825人 \times 4.1\%) + (141,000円 \times 1,520人 \times 8.2\%) = \underline{\text{約12億円}}$$

要保護世帯に準じた世帯(便宜的に年収200万~350万円の世帯の入学料を半額免除として試算)

$$(141,000円 \times 100,825人 \times 6.05\%) + (70,500円 \times 1,520人 \times 12.4\%) = \underline{\text{約9億円}}$$

注) 昼間(授業料等標準額×該当国立大学生数×要保護(準要保護)世帯) + 夜間(授業料等標準額×該当国立大学生数×要保護(準要保護)世帯)



- 21年度国立大学法人運営費交付金の算定に当たっては、授業料等収入予定額の一部を免除枠として収入予定額から控除し、国立大における授業料等免除の実施について考慮。

運営費交付金算定上の授業料免除見込(学部に係る) = 136億円

運営費交付金算定上の入学料免除見込(学部に係る) = 1億円

◆国立大の授業料等減免措置の拡充

$$\{(100億円 + 74億円) - 136億円\} + \{(12億円 + 9億円) - 1億円\} = \underline{\text{58億円}}$$

【大学学部段階】-②

★低所得世帯に対する授業料等減免措置の拡充(私立大学) = 1,031億円

仮定：生活保護世帯等の大学生に対し授業料等減免を行う私立大に、減免分を全て国費で支援する場合(上限を私立大の授業料及び入学金平均額に設定)。

(試算) ① 生活保護の要保護世帯(家庭の年間平均収入 200 万円程度未満)

18年 = 大学 2.2% / 短大 3.6%

② 要保護世帯に準じた世帯(市町村ごとに基準は異なるが、350万円程度未満と仮定)

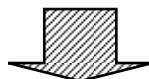
18年 = 大学 6.25% / 短大 9.6%

◎本科学生数(20年) : 私立大(学部) = 1,951,812人 / 私立短大 156,314人

入学者数(20年) : 私立大(学部) = 470,540人 / 私立短大 71,827人

授業料平均額(20年) : 私立大(学部) = 848,178円 / 私立短大 687,240円

入学金平均額(20年) : 私立大(学部) = 273,602円 / 私立短大 254,949円



●授業料

要保護世帯

$$(848,178円 \times 1,951,812人 \times 2.2\%) + (687,240円 \times 156,314人 \times 3.6\%) = \underline{\text{約403億円}}$$

要保護世帯に準じた世帯(便宜的に年収200万~350万円の世帯の授業料を半額免除として試算)

$$(424,089円 \times 1,951,812人 \times 6.25\%) + (343,620円 \times 156,314人 \times 9.6\%) = \underline{\text{約569億円}}$$

●入学金

<p>要保護世帯</p> $(273,602円 \times 470,540人 \times 2.2\%) + (254,949円 \times 71,827人 \times 3.6\%) = \underline{\text{約35億円}}$

<p>要保護世帯に準じた世帯（便宜的に年収200万～350万円の世帯の入学金を半額免除として試算）</p> $(136,801円 \times 470,540人 \times 6.25\%) + (127,475円 \times 71,827人 \times 9.6\%) = \underline{\text{約49億円}}$

注) 大学授業料等平均額×該当私立大学生数×要保護(準要保護)世帯) + (短大授業料等平均額×該当私立短大学生数×要保護(準要保護)世帯)



- 21年度においては、私立大学等経常費補助金のうち、授業料減免事業等支援経費(*注)として25億円を計上。

<p>◆私立大の授業料等減免措置の追加で必要となる国費投入額</p> $\{(403億円 + 569億円) - 25億円\} + (35億円 + 49億円) = \underline{\text{1,031億円}}$

*注) 授業料減免事業等支援経費
私立大等において、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免事業等について支援。ただし、家計基準については各大学等において定められており、生活保護世帯等に限るものではない。

【大学学部段階】-③

★奨学金貸与人員の増 = 1,186億円

仮定：私立大の学部生の奨学金受給者の割合を、現在の29.9%から、アメリカ私立大並みの88.6%(現在の約3倍)に拡大した場合。

- (試算) ① 日本の私立大の全学部生 195.2 万人(20 年度)×88.6%(アメリカの受給率)=173 万人
② 日本の私立大の全学部生 195.2 万人(20 年度)×29.9%(日本の受給率)=58 万人

◎ 19 年実績

- ・無利子奨学金：政府貸付金……………約480億円（①）
- ・有利子奨学金：財政融資資金…………約2,979億円
利子補給……………約113億円（②）
- ・① + ② ………………約593億円

- 以上から、私立大の学部生の奨学金受給者の割合を、アメリカ私立大並みの88.6%(現在の約3倍)に拡大した場合、一般会計において1,186億円の追加財政支出が必要。

<p>◆私立大学部生の奨学金受給者の割合を現在の約3倍に拡大した場合</p> $593 億円 \times 3 - 593 億円 = \underline{\text{1,186 億円}}$
--

5 【大学院段階】

★TA・RAなど給付型の経済的支援の拡充 = **385億円**

仮定：競争的資金において、大学院博士課程の学生をTA・RAとして雇用する枠を創設し、一人当たりの支給額を15万円(生活費程度)に引き上げた場合。

(試算)：18年度

平均支給月額	人 数	平均支給月額 ×人数
5万円未満	20,375人	5.1億円
5万円以上、10万円未満	7,990人	6.0億円
10万円以上、15万円未満	2,238人	2.8億円
15万円以上、20万円未満	4,144人	7.3億円
20万円以上	3,711人	8.3億円
不 明	105人	—
計	38,563人	—

注)
平均支給月額×人数については、平均支給月額を
5万円未満：25,000円
5万円以上、10万円未満：75,000円
10万円以上、15万円未満：125,000円
として試算。

(出典：大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査)

学生への支給額を
15万円に引き上げ



差額は1月当たり32億円
=年間**385億円**の追加財政が必要。

差 額	人 数	差額×人数
125,000円	20,375人	25.5億円
75,000円	7,990人	6.0億円
25,000円	2,238人	0.6億円
計	30,603人	(1月当たり)32.1億円 (年間)385億円

注) TA(ティーチング・アシスタント)：指導助手
RA(リサーチ・アシスタント)：研究補助者